養育里親研修テキストの正誤等について

・Ｐ９
下から９行目を、以下に訂正
認定前研修　誤　→　登録前研修　正

・Ｐ１０
里親の区分と要件中、登録有効期間及び更新研修について、以下に訂正

養育里親　　２年間　誤　→　５年間　正
養子縁組里親　　２年間　誤　→　５年間　正

養育里親　　２年ごとに更新研修を受講　誤
　　→　５年ごとに更新研修を受講　正

養子縁組里親　　２年ごとに更新研修を受講　誤
　　→　５年ごとに更新研修を受講　正

・Ｐ２４
最低基準の内容のポイントについて、第９条の次に、以下第９条の２を追加

○第９条の２（給付金として支払を受けた金銭の管理）
里親は、委託児童に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。
１　当該委託児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「委託児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
２　委託児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
３　委託児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
４　当該委託児童の委託が解除された場合には、速やかに、委託児童に係る金銭を当該委託児童に取得させること。

・Ｐ１３８
上から１８行目を、以下に訂正
養親組里親更新研修　誤　→　養子縁組里親更新研修　正